

一 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。  
調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること。  
二 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。  
調整本部の長は、消防応援活動調整本部長部長（以下この条において「調整本部長」という。）とし、都道府県知事をもつて充てる。  
調整本部長は、調整本部の事務を統括する。  
調整本部長は、調整本部の事務を統括する。  
一 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから任命する者  
二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するものの長又はその指名する職員  
三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員  
四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に派出した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者  
六 調整本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。  
七 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
八 調整本部長は、必要があると認めるときは、國の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。  
（都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等）  
第四十四条の三 都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動してくる緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。  
都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くといふとまがないと認められるときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合においては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合においては当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

第四十五条第一項中「前条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第二章 前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する緊急消防援助隊が行動している市町村以外の市町村の消防の救援のため出動を命ずることを妨げるものではない。

第四十九条第一項中「活動」の下に「(当該緊急消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出動した場合の活動を含む。)」を加える。

附則

(施行期日)

第三条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行前にされた命令等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた第一条の規定による改正前の消防法第十六条の五第一項の規定による資料の提出の命令、報告の徴収、立入検査及び物の收去については、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

「第一十二条第三項中「に対し、その支払った額につき返還させる」を「から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収する」に、「返還させる額」を「返還させるべき額」に、「支払わせる」を「徴収する」に改める。  
第二十七条第一項及び第三十一条第一項中「第一百十五条の三十九第一項」を「第一百十五条の四十五第一項」に改める。  
第五十四条の二第八項中「第一百十五条の十三第二項」を「第一百十五条の十四第一項」に改める。  
第五十九条第一項第一号中「第一百十五条の一十一第一項」を「第一百十五条の二十一第一項」に改める。  
「第一項」を「第一百十五条の二十四第一項」に改める。  
第七十条第一項中「第七号」を「第七号の二」に、「第十一号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。」を加え、「第一百十五条の二十九第六項」を「第一百十五条の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号に次ぎに改める。  
第七十二条第一項中「第七号」を「第七号の二」に、「第十一号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。」を加え、「第一百十五条の三十五第六項」を「第一百十五条の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号に次ぎに改める。  
六の二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十七条第一項又は第一百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に該当する場合を除く。）

第一百五十五条の五中「当該指定介護予防サービス」を「休止した当該指定介護予防サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定  
介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止  
しようとするときは、厚生労働省令で定める  
ところにより、その廃止又は休止の日の1月  
前までに、その旨を都道府県知事に届け出な  
ければならない。

第六章中第百十五条の四十一を第百十五条の四十七とする。

十八第一項第一号」を「第一百十五条の四十四第一項第一号」に改め、同条を第一百十五条の四十六とする。

第一百十五条の三十九を第一百十五条の四十五と  
し、第一百十五条の三十八を第一百十五条の四十四

とし、第五章第九節中第百十五条の二十七を第一百十五条の四十三とする。

八」に改め、同条を「第一百五十五条の四十一」とする。  
第一百五十五条の二十五を「第一百五十五条の四十一」とし、第一百五十五条の三十から「第一百五十五条の三十四

第六百五十九条第一項中「指定居宅サー  
までを六条ずつ繰り下げる。

ビス事業者、指定地域密着型サービス事業者、  
指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービ  
ス事業者、指定地域密着型サービス事業者、  
指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービ

事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護老人

護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）」を「介護サービス事業者」に改め、同条を第百十五条の三十五とする。

第五章第九節を同章第十節とし、同章第八節の次に次の二節を加える。

## 第九節 業務管理体制の整備

者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事

業者 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定

介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という)は、第七十四条第五項、第七十八条の四第七項、第八十二条第五項、第八十三条第五項、第九十七条第六項、第一百十条第五項、第一百十五条の四第五項、第一百五十五条の十四第七項又は第一百十五条の二十四第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理制度の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事

二 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

4 第二項の規定による届出を行つた介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行つた厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この節において「厚生労働大臣等」という)に届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)  
第一百五十三条の三十三 前条第一項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行つた介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行つた介護サービス事業者を除。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に對し質問させ、若しくは當該介護サービス事業者の該指定に係る事業所若しくは當該介護サービス事業者若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行つた市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。  
3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理制度の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理制度の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。  
4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行つよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。  
5 第二十四条第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第一百十五条の三十四 第百十五条の三十二第一項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該介護サービス事業者を除く)が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者を除く)が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が第二項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

第五章第八節中「第一百十五条の二十八を第一百十五条の三十一とする。」

第一百十五条の二十七中「その旨」を「当該指定介護予防支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二項中「第一百十五条の二十三条の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)」を「第一百十五条の二十五条第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条を「第一百十五条の三十一とする。」



○厚生労働省令第五十四号  
介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日  
介護保険法施行規則等の一部を改正する省令  
(介護保険法施行規則の一部改正)



様式第十三号中「様式第十三号（第百四十条の四十二関係）」を「様式第十三号（第百四十条の五十六関係）」に改める。

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第一条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第八項」に改める。

第二十条の五第八号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十条の六第一項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に改める。

第二十条の七中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第二十条の八（見出しを含む）中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第二十条の九（見出しを含む）中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十条の十中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十一条の二中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（生活保護法施行規則の一部改正）

第三条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百十五条の八第一項」を「第一百十五条の九第一項」に、「第一百十五条的十七第七第一項」を「第一百十五条的十九第一項」に、「第一百十五条的二十六第一項」を「第一百十五条的二十九第一項」に、「第一百十五条的二十九第六項」を「第一百十五条的三十五第六項」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第四条 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五条号中「第七十八条の六第一項」を「第七十八条の七第一項」に、「第一百十五条的六第一項」を「第一百十五条的七第一項」に、「第一百十五条的十五第一項」を「第一百十五条的十七第一項」に、「第一百十五条的二十四第一項」を「第一百十五条的二十七第一項」に、「第一百十五条的三十四第一項」を「第一百十五条的四十第一項」に、「第一百十五条的三十六第三項」を「第一百十五条的四十一第三項」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（一部改正）

第一部を次のように改正する。

第九条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「第一百十五条の三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第十一条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中ヲワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のよう加える。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三条第一項第四号中ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

（高額医療合算介護予防サービス費の支給）

第三条第一項第十二号中「第一百四十二条の十四第一項」を「第一百四十二条の十五第一項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する）

第三十六条第一項中「第一百五十五条の三十九第一項」を「第一百五十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第八十五条第一項）の一部を次のように改正する）

第三十七条第一項中「第一百五十五条的三十九第一項」を「第一百五十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する）

第三十八条第一項中「第一百五十五条的三十九第一項」を「第一百五十五条的四十五第一項」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（一部改正））

第三十九条第一項中「第一百五十五条的三十九第一項」を「第一百五十五条的四十五第一項」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する）

第四十条第一項中「第一百五十五条的三十九第一項」を「第一百五十五条的四十五第一項」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改め、同条第一号中「第一百五十五条的五十二第四号」を「第一百五十五条的六十六第四号」に改める。）

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（一部改正））

第四十二条第一項中「第一百五十五条的三十九第一項」を「第一百五十五条的四十五第一項」に改める。

（この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の四十第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは「平成二十一年十月三十日まで」とする。）

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際に現に使用されている証明書については、この省令による改正後の様式にかわらず、なお従前の例によることができる。

（施行期日）

第一条 この省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の施行の日（平成二十一年五月一日）から施行する。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の四十第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは「平成二十一年十月三十日まで」とする。